

◎新潟県告示第380号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

神明町（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と12号又標柱12号と1号を平成25年新潟県告示921号で指定した神明町急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

加茂市

大字神明町字二丁目

3176番103 1号

3176番82 2号

大字上条字開ノ前

3176番78 3号

3176番56 4号及び5号

大字上条南山沢

4342番2 6号

4343番4 7号及び8号

大字上条字開ノ前

3176番41 9号

3176番62 10号

3176番75 11号

大字神明町字二丁目

3176番103 12号